

10 市町村合併支援補助金交付要綱

市町村合併支援補助金交付要綱（新合併特例法下）

平成 19 年 4 月

（趣旨）

第 1 条 知事は、市町村の自主的な合併を推進し、合併協議にあたっての市町村の負担を軽減するため、合併協議会が実施する事業に要する経費の一部について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和 32 年千葉県規則第 53 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、補助金を交付する。

（定義）

第 2 条 この要綱において、補助金の交付対象となる合併協議会は、「千葉県市町村合併推進構想」（以下「合併推進構想」という。）において「構想対象市町村の組合せ」に位置づけられた構想対象市町村（以下「構想対象市町村」という。）により、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 3 条の規定により設置された合併協議会又はこれに準ずる任意の合併協議会とする。

（補助対象事業等）

第 3 条 本補助金の対象となる事業の内容、事業主体、補助対象経費、補助率、補助限度額等は、別表のとおりとする。ただし、次に掲げるものについては補助対象としない。

- （1）総事業費が 100 万円未満のもの。
- （2）事業又はその実績が住民に公表されないもの。

（交付の申請）

第 4 条 規則第 3 条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、別に定める期日までに、市町村合併支援補助金交付申請書（別記第 1 号様式）を知事に提出しなければならない。

（交付の条件）

第 5 条 規則第 5 条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- （1）補助事業の内容を変更又は補助事業に要する経費の配分の変更（知事が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- （3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- （4）その他知事が必要と認める条件。

（承認申請）

第 6 条 前条第 1 号又は第 2 号の規定により知事の承認を受けようとするときは、市町村合併支援補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記第 2 号様式）を知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第 7 条 規則第 10 条の規定により、補助事業の状況を報告するときは、別に定める期日現在の状況について、市町村合併支援補助金事業状況報告書（別記第 3 号様式）を、知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第 8 条 規則第 12 条の規定により実績報告をするときは、補助事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定に係る会計年度の翌年度の 4 月 5 日のいずれか早い日までに、市町村合併支援補助金事業実績報告書（別記第 4 号様式）を、知事に提出し

なければならない。

(交付の請求)

第 9 条 規則第 15 条の規定により、補助金の交付の請求をするときは、市町村合併支援補助金交付請求書（別記第 5 号様式）を、知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第 10 条 規則第 16 条第 2 項の規定により、補助金の概算払を受けようとするときは、市町村合併支援補助金概算払請求書（別記第 6 号様式）を、知事に提出しなければならない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、補助事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行し、平成 19 年度分の予算に係る補助金から適用する。

(失効)

2 この要綱は、平成 22 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表

事業主体	補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助 限度額
合併協議会	市町村合併に係る調査 研究その他合併協議会 運営事業	報酬、賃金、報償費、旅費、 需用費（食糧費を除く。）、 役務費、委託料、使用料及 び賃借料、備品購入費	補助対象経 費の 1/2 以内	1 合併協議会当 たり 1,000 万円 (2 ケ年度内)

備考 任意の合併協議会を経て設置された法定合併協議会に係る補助額については、任意の合併協議会からの補助対象経費を通算して算出するものとする。